

島根県男女共同参画審議会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県男女共同参画推進条例（平成14年島根県条例第16号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、島根県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議録の作成)

第2条 審議会は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 一 開催日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 会議に付議した事案の件名
- 四 議事の概要
- 五 その他必要な事項

(専門部会の組織)

第3条 条例第25条第1項の規定に基づいて設置する専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、専門部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、専門部会の会務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第4条 専門部会の会議は、会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 専門部会の会議は、条例第24条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 3 専門部会は、調査審議が終了したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(苦情処理専門部会)

第5条 条例第20条第2項に規定する施策に関する苦情の処理について意見を述べるため、審議会に苦情処理専門部会(以下、この条において「部会」という。)を設置するものとする。

- 2 部会は、委員5人以内で構成する。
- 3 前項の規定にかかわらず、条例第25条第2項の規定に基づき、部会に専門委員を置くことができる。
- 4 専門委員は、部会が知事に推薦する。
- 5 部会の意見は、審議会の意見とする。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、県の機関に対し、資料の提出を求め又は関係者の部会への出席を求めて、意見を聴くことができる。

7 前項の規定に基づく県の機関に対する資料の提出又は意見聴取の要求を行うときは、書面により行うものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、政策企画局女性活躍推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。